

## 交差点カメラシステム運用要綱の改正について

令和3年3月31日  
大通達甲（交指）第8号  
交通部長から生活安全部各課  
長、刑事部各課・所長、交通  
部各課・隊長、警備部各課・  
隊長、各警察署長宛て

### （概要）

この通達は、交通事故事件等の捜査を効果的かつ科学的に行うために設置する交差点カメラシステムの適正な運用に関し必要な事項を定めたものである。